ドリーム年金

拠出型企業年金保険(II) 税制適格プラン

パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)

所定の加入申込書に必要事項を記入のうえご提出ください。

加入年月日	申込書提出期間				
2026年 4月1日	2025年11月21日(金)~ 2026年 2月20日(金)				
2026年 7月1日	2026年 2月24日(火)~ 2026年 5月20日(水)				
2026年10月1日	2026年 5月21日(木)~ 2026年 8月20日(木)				
2027年 1月1日	2026年 8月21日(金)~ 2026年11月20日(金)				

申込書提出先 社会福祉法人 日本保育協会

パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。

将来「いつまで」の備えがあれば安心?

日本人の平均寿命は延びてきており、男性・女性ともに 80 歳を超えました。



男性81.09 歳



处 女性 87.13 歳

厚生労働省 / 2024年 簡易生命表

セカンドライフに備えて、計画を立てておくことが大切です!

■ 夫婦2人の老後の収入とゆとりある老後生活に必要と考える費用(月額)

小不足分 老後の収入 社会保障給付のみ

夫婦2人がゆとりある 老後生活に必要と考える費用



公的年金などの 社会保障給付だけでは 不足する可能性が あります!



(※1) 総務省統計局 / 家計調査報告(家計収支編) 2024年 65歳以上の夫婦のみの無職世帯(夫婦高齢者無職世帯) (※2)(公財) 生命保険文化センター / 2022年度 生活保障に関する調査

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、 ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

公的年金シミュレ



将来のための資産形成や老後の生活資金に備えて、 ぜひこの機会に加入(増口)をご検討ください。

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。 加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。 また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

商品名称

拠出型企業年金保険(Ⅱ)・拠出型企業年金保険(Ⅱ)遺族年金特約

商品の特徴

- ●拠出型企業年金保険(Ⅱ)は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ●自助努力による資産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金を払い込み、掛金払込満了後に給付金を受け 取れます。
- ●掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金が加算された金額をご遺族 が受け取れます。

加入例

●加入年齢(性別) 30歳(女性)

●掛金(□数)月払 10,000円(10□)

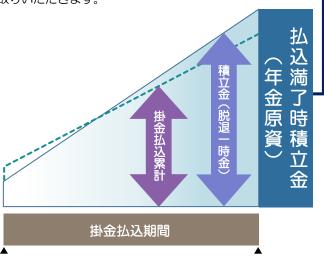
 内訳 保険料
 9,500 円

 運営事務費
 500 円

● 払込満了年齢 60 歳

払込満了時に8ページ「10.年金の種類」の年金種類から1つをお選びいただきます。

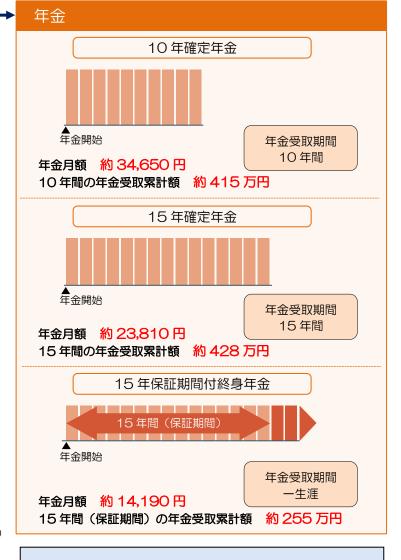
掛金払込期間中にご加入者が死亡された場合には、 死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払 掛金の1回分)を加算した遺族一時金をご遺族にお受け 取りいただきます。



加入(30歳) (満30年) 払込満了(60歳)

払込満了までの掛金払込累計額	360 万円	
払込満了時積立金(年金原資)	約 395 万円	

(しくみ図は新規加入(増口)のイメージを表したものです。)



年金のお受け取りに代えて払込満了時積立金(年金原資)を 一時金でお受け取りいただくこともできます。

(注) 積立金(年金原資、脱退一時金額)(以下、「積立金」と記載)、年金月額および年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、実際の受取額は変動(増減)します。

加入(増口)年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。 年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率(予定利率・予定事業費率等)によって計算されます。 詳しくは 10 ページ「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)・年金月額について」をお読みください。

4 給付額試算表 ※数値の計算条件の詳細は、5ページくしくみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

<月払掛金 10,000円(10□)・随時一時払掛金 300,000円(30□)加入、60歳年金開始の場合>

※月払掛金 1 □ 1,000 円 (保険料 950 円、運営事務費 50 円)

随時一時払掛金 1 □ 10,000 円 (保険料 9,900 円、運営事務費 100 円)

月払給付額試算表 <記載の数値は加入時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

		積立金	年金月額			
加入 掛金払込		(年金原資、	10 年確定年金	15 年確定年金	15 年保証期	間付終身年金
年数	累計額	脱退一時金額)	男性•女性共通		男性	女性
1年	120,000	約 114,300	約 1,000	約 680	約 460	約 410
2	240,000	約 229,800	約 2,010	約 1,380	約 930	約 820
3	360,000	約 346,300	約 3,030	約 2,080	約 1,400	約 1,240
4	480,000	約 464,000	約 4,060	約 2,790	約 1,880	約 1,660
5	600,000	約 582,700	約 5,110	約 3,510	約 2,360	約 2,090
6	720,000	約 702,600	約 6,160	約 4,230	約 2,850	約 2,520
7	840,000	約 823,700	約 7,220	約 4,960	約 3,340	約 2,950
8	960,000	約 945,900	約 8,290	約 5,700	約 3,840	約 3,390
9	1,080,000	約 1,069,300	約 9,370	約 6,440	約 4,340	約 3,840
10	1,200,000	約 1,193,800	約 10,460	約 7,190	約 4,850	約 4,280
11	1,320,000	約 1,319,500	約 11,570	約 7,950	約 5,360	約 4,730
12	1,440,000	約 1,446,400	約 12,680	約 8,710	約 5,870	約 5,190
13	1,560,000	約 1,574,600	約 13,800	約 9,480	約 6,390	約 5,650
14	1,680,000	約 1,703,900	約 14,940	約 10,260	約 6,920	約 6,110
15	1,800,000	約 1,834,500	約 16,080	約 11,050	約 7,450	約 6,580
16	1,920,000	約 1,966,300	約 17,240	約 11,840	約 7,980	約 7,060
17	2,040,000	約 2,099,300	約 18,410	約 12,650	約 8,520	約 7,530
18	2,160,000	約 2,233,600	約 19,580	約 13,450	約 9,070	約 8,020
19	2,280,000	約 2,369,200	約 20,770	約 14,270	約 9,620	約 8,500
20	2,400,000	約 2,506,100	約 21,970	約 15,100	約 10,180	約 9,000
21	2,520,000	約 2,644,300	約 23,180	約 15,930	約 10,740	約 9,490
22	2,640,000	約 2,783,800	約 24,410	約 16,770	約 11,300	約 9,990
23	2,760,000	約 2,924,600	約 25,640	約 17,620	約 11,880	約 10,500
24	2,880,000	約 3,066,700	約 26,890	約 18,470	約 12,450	約 11,010
25	3,000,000	約 3,210,300	約 28,150	約 19,340	約 13,040	約 11,520
26	3,120,000	約 3,355,400	約 29,420	約 20,210	約 13,630	約 12,050
27	3,240,000	約 3,502,100	約 30,710	約 21,100	約 14,220	約 12,570
28	3,360,000	約 3,650,300	約 32,010	約 21,990	約 14,820	約 13,100
29	3,480,000	約 3,800,200	約 33,320	約 22,890	約 15,430	約 13,640
30	3,600,000	約 3,951,800	約 34,650	約 23,810	約 16,050	約 14,190

(注 1) 積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、実際の受取額は変動(増減)します。 加入(増口)年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率(予定利率・予定事業費率等)によって計算されます。

(注2)年金の受取要件については、7ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

随時一時払給付額試算表 <記載の数値は加入時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

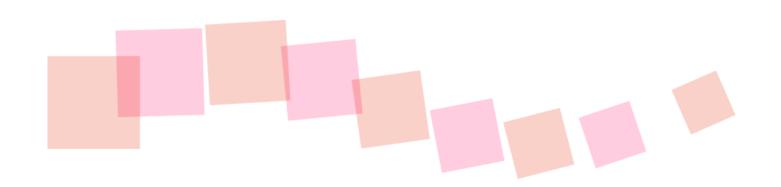
		積立金	年金月額			
加入 掛金払込		(年金原資、	10 年確定年金	15 年確定年金	15 年保証期	間付終身年金
年数	累計額	脱退一時金額)	男性•女性共通		男性	女性
1年	300,000	約 299,500	約 2,620	約 1,800	約 1,210	約 1,070
2	300,000	約 302,200	約 2,650	約 1,820	約 1,220	約 1,080
3	300,000	約 305,100	約 2,670	約 1,830	約 1,230	約 1,090
4	300,000	約 308,100	約 2,700	約 1,850	約 1,250	約 1,100
5	300,000	約 311,000	約 2,720	約 1,870	約 1,260	約 1,110
6	300,000	約 313,900	約 2,750	約 1,890	約 1,270	約 1,120
7	300,000	約 316,900	約 2,770	約 1,910	約 1,280	約 1,130
8	300,000	約 319,900	約 2,800	約 1,920	約 1,300	約 1,140
9	300,000	約 322,900	約 2,830	約 1,940	約 1,310	約 1,160
10	300,000	約 326,000	約 2,850	約 1,960	約 1,320	約 1,170
11	300,000	約 329,100	約 2,880	約 1,980	約 1,330	約 1,180
12	300,000	約 332,200	約 2,910	約 2,000	約 1,350	約 1,190
13	300,000	約 335,400	約 2,940	約 2,020	約 1,360	約 1,200
14	300,000	約 338,600	約 2,960	約 2,040	約 1,370	約 1,210
15	300,000	約 341,800	約 2,990	約 2,060	約 1,380	約 1,220
16	300,000	約 345,100	約 3,020	約 2,080	約 1,400	約 1,230
17	300,000	約 348,300	約 3,050	約 2,090	約 1,410	約 1,250
18	300,000	約 351,700	約 3,080	約 2,110	約 1,420	約 1,260
19	300,000	約 355,000	約 3,110	約 2,130	約 1,440	約 1,270
20	300,000	約 358,300	約 3,140	約 2,150	約 1,450	約 1,280
21	300,000	約 361,800	約 3,170	約 2,180	約 1,470	約 1,290
22	300,000	約 365,200	約 3,200	約 2,200	約 1,480	約 1,310
23	300,000	約 368,700	約 3,230	約 2,220	約 1,490	約 1,320
24	300,000	約 372,200	約 3,260	約 2,240	約 1,510	約 1,330
25	300,000	約 375,700	約 3,290	約 2,260	約 1,520	約 1,340
26	300,000	約 379,300	約 3,320	約 2,280	約 1,540	約 1,360
27	300,000	約 383,000	約 3,350	約 2,300	約 1,550	約 1,370
28	300,000	約 386,700	約 3,390	約 2,330	約 1,570	約 1,380
29	300,000	約 390,400	約 3,420	約 2,350	約 1,580	約 1,400
30	300,000	約 394,200	約 3,450	約 2,370	約 1,600	約 1,410

⁽注1)積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、実際の受取額は変動(増減)します。加入(増口)年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率(予定利率・予定事業費率等)によって計算されます。

(注2)年金の受取要件については、7ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

くしくみ図・給付額試算表の数値について>

- ●しくみ図・給付額試算表の数値は、加入日に新規加入される方の給付額、または増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものであり、次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。
- (1) ご加入者全員の加入口数合計が常に月払は 2,000 口、随時一時払は 30 口を共に維持し、保険料が所定の払込期日までに入金されたものとしています。月払の加入口数合計は、2025 年 6 月分の加入口数にもとづき設定しています。
- (2) 積立金および年金月額は、加入日における基礎率(予定利率・予定事業費率等)(2025年7月1日時点)にもとづき計算しています。
- (3) 配当金は加算していません。
- ●保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。



5 加入資格

加入日現在、満 15 歳以上の方で、払込満了日までの期間が 5 年以上ある日本保育協会会員の役員、園長および職員。 退職・退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

金棋 6

●加入□数

- ■月払:1 口は1,000円(保険料950円、運営事務費50円)とし、1 口以上200 口以下で設定できます。
- ■随時一時払:1 口は10,000円(保険料9,900円、運営事務費100円)とし、10口以上1,000口以下で設定できます。
- (注) 一時払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。

●払込方法

月払掛金は加入申し込み時にご指定いただいた保育園の金融機関の預金口座より振り替えさせていただきます。 詳しくは保育園の保険担当者にご確認ください。

●払込満了日

- ■満60歳に達した日の属する月の末日
- ■継続在職者(満60歳に達した日の属する月の末日において加入していた者に限る)は満80歳に達した日の属する月の末日

●掛金負担者

ご加入者

7 新規加入・増口および一部掛金払込中止

●新規加入

年4回1月1日・4月1日・7月1日・10月1日に加入いただけます。

●増□(掛金の増額)

年4回1月1日・4月1日・7月1日・10月1日に増口いただけます。 随時一時払は年2回4月1日・10月1日に増口いただけます。

●一部掛金払込中止(掛金の減額)

以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により年4回1月1日・4月1日・7月1日・10月1日に掛金の一部を払い込み中止いただけます。ただし、一部掛金払込中止後に掛金払込を継続する加入口数は、1口以上が必要となります。

なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。

【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合

8 配当金

毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

- 年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。なお、年度途中に脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。
- 年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。
- ・配当金は一時金受取できません。

9 年金・一時金のお受け取りおよび受取人

年金・一時金のお受け取り

●年金

年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。 年金のお受け取りに代えて、積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。

■年金受給権取得日(年金開始日)

下記いずれかの日が年金受給権取得日(年金開始日)となります。

①払込満了日の翌月1日

②加入 10 年以上かつ満 60 歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月 1 日

■年金受給権取得の繰延(任意繰延)

年金受給権取得を満60歳から満70歳のいずれかの年齢に達する日の属する月の翌月1日まで繰り延べることができます。

なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。

■年金受取時期

年金の受取日は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日となります。

(20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただきます。)

なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。

●脱退一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただきます。

●遺族一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時点の積立金に遺族年金 特約による給付金(月払掛金の1回分)を加算した額をお受け取りいただきます。

受取人

●年金・脱退一時金

ご加入者

●遺族一時金

ご遺族(※)

- (※) ご遺族とはご加入者の配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)・子・父母・孫・祖父母・ 兄弟姉妹を指します。(お受け取りの順位は労働基準法施行規則第42条から第45条の定めに従います。)
- (注) ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。

また、遺言により受取人を変更することもできません。(労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。)

10 年金の種類

10年確定年金

- ●年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
- ●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りただきます。
- ●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族(※)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

15年確定年金

●年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。 上記以外のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

15 年保証期間付終身年金

- ●年金開始日以降、15年間(保証期間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。 保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。
- ●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。 ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
- ●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族(※)に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。
 - (注) <u>ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。</u>
- (※) 7ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」の「受取人 ●遺族一時金」をお読みください。

11 引受保険会社

この保険は第一生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづいて運営します。

なお、引受保険会社は変更することがあります。引受保険会社が複数となった(共同取扱契約)場合は、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。(給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。)

●引受保険会社および保険料の払込割合(2025年7月1日時点) 第一生命保険株式会社(100%) 東京都千代田区有楽町 1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)

12 契約内容の変更等に関する事項

<u>この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者の福利厚生制度等の変更により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が 10 名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)</u>

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、加入(増口)のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。 加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。 なお、年金・一時金のお支払い条件、お支払いできない場合の詳細、その他の契約内容につきましては、このパンフ レットの該当箇所を必ずお読みください。

1 加入(増口)のお申し込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ制度の適用はありません)

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入(増口)のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。加入(増口)に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2 加入の責任開始期

- ●ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- ●生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金・一時金をお支払いできない場合

●継続受取人(※1) または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。

ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人(故意にご加入者を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります。(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。)

- ●ご契約者が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この 保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。
 - この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ●ご契約者、ご加入者、受取人または継続受取人(※1)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。 この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ●この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※2)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。

重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。

- (※1) 継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。
- (※2) 重大な事由とは、以下のとおりです。
 - ①ご契約者、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払 事由を発生させたとき(未遂を含みます)。
 - ②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき(未遂を含みます)。
 - ③その他、ご契約者、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

(※) 保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5 積立金 (年金原資、脱退一時金額)・年金月額について

- ●積立金、年金月額および年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入□数合計や引受保険会 社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、実際の受取額は変動(増減)します。
- ●この保険ではお払い込みいただいた保険料(※)がそのまま積み立てられるのではなく、遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。加入(増口)年月日や加入期間によっては、 積立金が保険料(※)払込累計額を下回ることがあります。金額については、3・4 ページ「4.給付額試算表」をご確認ください。
- ●年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率(予定利率・予定事業費率等)によって計算されます。
 (※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- ●年金・一時金のご請求は、ご契約者経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかにご契約者にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類をご契約者にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、ご契約者にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- ●年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかにご契約者にご連絡ください。

7 基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、基礎率(予定利率・予定事業費率等)を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- ●保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[生命保険契約者保護機構] TEL: 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

9 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

[(一社) 生命保険協会] ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10 照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者経由に て承りますので、ご契約者へお問い合わせください。

照会窓口: 社会福祉法人 日本保育協会

税法上の取扱

1 保険料

ご加入者が負担された保険料(*)は、個人年金保険料控除の対象となります。

ただし、加入月から保険料払込満了月までの期間が 10 年未満の場合は、払い込まれた保険料(*)は一般生命保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

※生命保険料控除税制改正について

2012 年 1 月 1 日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。

ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては 2011 年 12 月 31 日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

※個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。

- 年金の給付を目的とする契約であること。
- 年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
- 年金の支払いは年1回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
- 年金支払開始前の剰余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
- ・年金受取人は、被保険者本人であること。
- 加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は 10 年以上であること。
- 年金の支払いは終身または支払開始年齢が満60歳以上で支払期間は10年以上であること。

2 年金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が 25 万円以上となる場合は、税率 10.21%の所得税を源泉徴収します。(2013 年 1 月より復興特別所得税が含まれます。)

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)

- ※2010年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。 年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。
- ※2013 年 1 月 1 日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。(所得税法第 209 条、所得税法施行令第 326 条)

より詳しい内容等については、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。 [国税庁] ホームページアドレス https://www.nta.go.jp/

3 脱退一時金

- 一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
- 一時所得金額二脱退一時金一払込保険料(*)累計額一特別控除(最高50万円)
- 一時所得金額の 1/2 が他の所得と合算されます。

なお、最高 50 万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。

(所得税法第22条 • 第34条、所得税法施行令第183条)

4 遺族一時金

相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。

(相続税法第3条•第12条)

- (*)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。
- (注) 税務のお取り扱いについては、2025 年 8 月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)〔以下、個人情報〕を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ② 生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供および契約の維持管理
- ③ 生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
- ④ その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供される ことがあります。

(※) 各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

≪意向確認のお願い≫

加入(増口)にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、 契約内容がご自身のご意向(ニーズ)に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)くだ さい。

(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

- □ 積立金、年金月額および年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、変動(増減)し、また、 引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更があった場合には、実際の受取額は 増減することを確認しました。
 □ 加入(増□)年月日や加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を
- □ 給付内容・給付額試算表の金額等はご意向(ニーズ)に沿っています。

下回ることがあることを確認しました。

□ 掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向(ニーズ)に沿っています。

ドリーム年金商品説明(動画)について

アバターがわかりやすくドリーム年金の概要を説明します。

URLからのアクセス ▶ https://www.pip-maker.com/?view=hlm6

スマートフォン、 タブレットからの ▶ アクセス

★ 右記の2次元コードを読み取り、 アクセスしてください。

